

教えて！

受給資格期間の短縮

今年8月から、年金の受給に必要な保険料の納付期間等が25年から10年に短縮されることになりました。ここでは、新たに受給対象者となった方が、年金を受けとるために必要な手続き等について説明します。

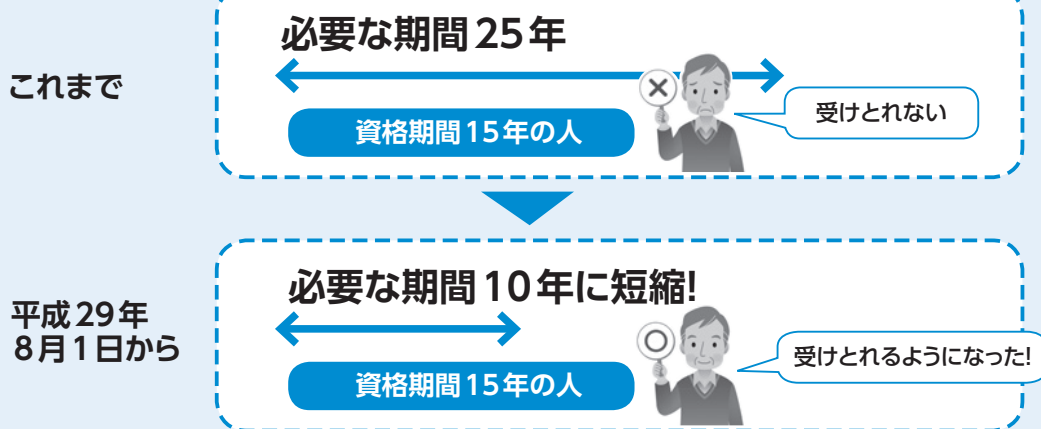
新たに年金を受けとれる方が
増えます

今年8月1日から政府の社会保障・税一体改革の一環として、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が施行されます。年金を受けとれる方を増やし、納めていただいた年金保険料をできるだけ年金につなげるため、年金の受給に必要な保険料の納付期間等が25年から10年に短縮されます(図表1)。

したがって、今回の法改正により、保険料を納めた期間等が10年以上の方は、新たに年金の給付の対象となります。

年金を受けとるためには、どのような手続きが必要になるのでしょうか。今年の2月末以降、日本年金機構から対象者の方に対し、「年金請求書」が送付されており、7月までにかけて、原則、年齢の高い方から順次送付されます。生年月日や性別

図表1 受給資格期間の短縮



図表2 年金請求書の送付スケジュール

	送付時期 (生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方 ※ 年金を受け始める年齢は男女で異なります
①	2月下旬～3月下旬	大正 15 年4月2日～昭和 17 年4月1日生まれ
②	3月下旬～4月下旬	昭和 17 年4月2日～昭和 23 年4月1日生まれ
③	4月下旬～5月下旬	昭和 23 年4月2日～昭和 26 年7月1日生まれ
④	5月下旬～6月下旬	昭和 26 年7月2日～昭和 30 年10月1日生まれ【女性】 昭和 26 年7月2日～昭和 30 年8月1日生まれ【男性】
⑤※	6月下旬～7月上旬	昭和 30 年10月2日～昭和 32 年8月1日生まれ【女性】 大正 15 年4月1日以前生まれ

※ 国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。



こちらの QR コードからも入れます。

厚生労働省 受給資格期間短縮

検索

図表3 年金請求書入り封筒

短縮

料金後納郵便

親展

※実際は黄色の封筒で送付されます

大切な書類です。(開封前に宛名をご確認ください)

日本年金機構
Japan Pension Service

提出はお近くの年金事務所へ!
窓口での手続きに、予約相談をご利用ください。

電話でのご相談や予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ!
0570-05-1165
050から始まる電話でおかけになる場合は
ナビダイヤル。03-6700-1165
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間>
月曜日 午前8:30~午後7:00
火曜日 午前8:30~午後6:15
第2土曜日 午前9:30~午後4:00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開始日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※夜間(第2土曜を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。
※代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

によって送付スケジュールが異なりますので、ご確認ください(図表2)。また、共済組合等の加入期間を有する方などについては、今年6月~7月にかけて送付されます。

年金請求書は、図表3の黄色の封筒に入れられお手元に届きます。開封する前に、宛名欄に正しく自分の名前が書かれてあるかご確認ください。封筒の中には、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が入っています。こちらには、日本年金機構で管理・把握している加入履歴等の情報が印字されていますので、その内容の確認をお願いいたします。そのうえで、署名欄や電話番号、年金の受取口座など必要事項をご記入ください。

年金請求書は、お近くの年金事務所や街角の年金相談センターの相談窓口で直接お持ちいただくこともできますし、郵送での提出も可能です。窓口での手続きを希望される方は、封筒の下部に記載されている「ねんきんダイヤル」にお電話して、相談日時を事前に予約していただくと、手続きがスムーズに運びます。年金事務所の担当の相談員が、予約日までに予約のあった方の年金記録を確認

し、相談内容に応じてきめ細やかに対応できるように準備します(図表4)。窓口にお越しの際は、「年金請求書」のほかに、住民票や戸籍謄本など必要な書類をお持ちください。郵送で提出される場合も必要な書類を忘れずに同封してください。

もし、ご本人が窓口に行くことができない場合は、代理人が提出することも可能です。その場合は、委任状の作成をお願いします。

今回は、年金請求書のご提出後、しばらく時間がかかります。年金のお受けとりは改正法施行後の今年9月分からで、翌月10月13日に、ご指定の口座に年金が振り込まれます。以降、2カ月分の年金を偶数月にお受けとりいただくことになります。

手続きが遅れた場合、年金は5年間の時効の範囲内でさかのぼってお

図表4 相談予約

予約すると……

- ① 待ち時間なくスムーズに相談できます!
- ② 相談内容に応じた準備を整えたうえで、丁寧に対応します!

※お申込みの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをお手元に準備してください

ご不明な点や年金事務所への相談予約は「ねんきんダイヤル」まで。



0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合はTel.03-6700-1165
月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30~19:00
火~金曜日/8:30~17:15 第2土曜日/9:30~16:00
◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。
◎文書やFAXでの相談も可能です。詳しくは、日本年金機構のHPをご覧ください。



受けとりいただけます。

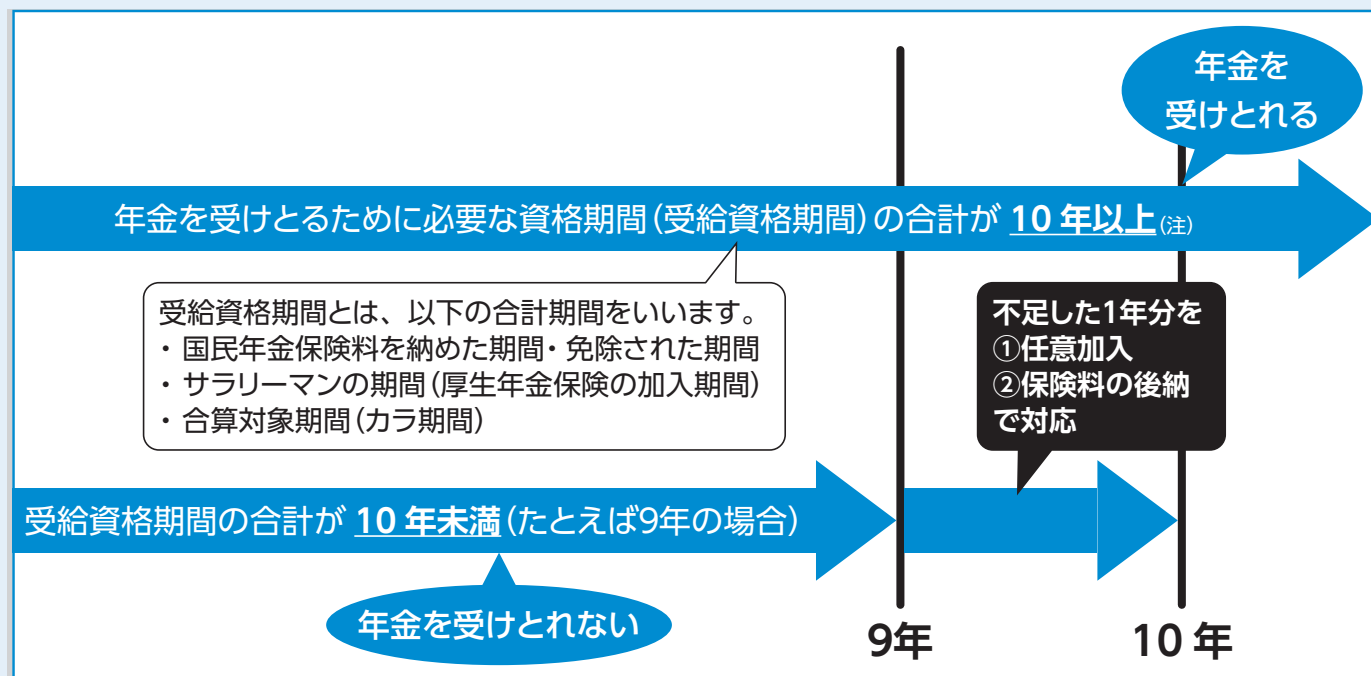
10年に満たない方には 任意加入制度などの救済措置も

一方、年金の保険料を納めた期間等が10年に満たない方は、残念ながら法改正後も原則として給付対象者になりません。

しかし、そのような方のために、最長70歳まで国民年金に加入することができ国民年金の「任意加入制度」や、保険料を後から納めることができる「後納制度」という制度があります。後納制度とは平成27年10月から30年9月までの時限措置で、過去5年間の未納保険料で、時効（2年）が成立しているものについて納付できる制度です（ただし、老齢基礎年金の受給権を持っている方はこの制度を利用できません）。これらの諸制度を活用して、年金の保険料を納めた期間等を10年以上にすることができれば、年金を受けとることができます。詳細については図表5をご参照ください。

また、海外に住んでいて国民年金に加入していない期間など、年金の額には反映されないものの、年金を受けとるために必要な資格期間の計算には含まれる期間（いわゆる「カラ期間」）がある場合は、年金を受けとれる可能性があります。主な「カラ

図表5 受給資格期間が10年に満たない場合の対応方法



(注) 年金を受けとるために必要な資格期間の合計が10年以上となるのは、平成29年8月以降です。

今から保険料を 納付することができます

①任意加入

最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。

任意加入により受給資格期間が増え、年金を受け取れる場合があります。また、65歳までは年金額を増やすこともできます。

②保険料の後納

国民年金に加入していても保険料を納めていない期間（未納期間）は受給資格期間に含まれません。平成30年9月までであれば過去5年間の未納保険料で、時効（2年）が成立しているものについて保険料を後納することができます。



- 期間」は次のとおりです。
1. サラリーマン（厚生年金保険や共済組合などの加入者）の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日～昭和61年3月31日）
 2. 学生で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日～平成3年3月31日）
 3. 日本人であって海外に居住していた期間のうち、国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から）
 4. 昭和36年4月から昭和61年3月末までの間に脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月から65歳までの間に保険料を納めた期間や保険料を免除された期間がある場合
- 今後、日本年金機構では、新たに年金給付の対象となった方だけでなく、年金の保険料を納めた期間等が10年に満たない方にも、年内をめどにお知らせの送付を開始する予定です。

**年金の額は
納付期間によって異なる**

今回の法改正により、保険料を10年間納めれば年金を受けとることができるようになりますが、我が国においては、法律により、40年間保険

図表6 老齢基礎年金

支給要件

① 受給資格期間（年金を受けとるために必要な期間）

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間^{※1}が合わせて10年以上あること
（平成29年8月1日から）

② 支給開始年齢

65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給も可能）。

年金額（平成29年度）

■ 年金額＝満額× $\frac{\text{保険料を納めた月数} + [\text{保険料を免除された月数} \times (1/2 \sim 7/8)]^{※2}}{480 \text{ 力月} (40 \text{ 年}^{※3} \times 12 \text{ 力月})}$

■ 平成29年度の満額＝77万9,300円

（480力月（40年×12力月）保険料を納めた場合。物価や賃金に応じて毎年4月に改定）

■ 繰上げ受給・繰下げ受給（昭和16年4月2日以後生まれの人（月単位））

・繰上げ受給（60歳から65歳前までに受給を開始）

減額率＝0.5%×繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数（最大30%減額）

・繰下げ受給（65歳以降に受給を開始。70歳まで）^{※4}

増額率＝0.7%×65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数（最大42%増額）

※1 昭和61年3月31日以前に、強制加入期間とされていなかった期間などいわゆる「合算対象期間」を含む。

※2 保険料を免除された期間がある人は、免除の種類と基礎年金の国庫負担割合に応じて計算式が変わる。学生納付特例や納付猶予を利用した期間は、保険料を追納しないと年金額には反映されない。

・保険料全額免除月数×1/2（平成21年3月以前の期間は1/3）

・保険料3/4免除月数×5/8（同1/2）

・保険料半額免除月数×3/4（同2/3）

・保険料1/4免除月数×7/8（同5/6）

たとえば、平成21年以降に20年間保険料を納付し、10年間全額免除、10年間半額免除を受けた人は、満額×（20年×12力月＋10年×12力月×1/2＋10年×12力月×3/4）÷480力月＝満額×390力月÷480力月として計算。

※3 昭和16年4月1日以前生まれの人は、生年月日に応じて短縮。

※4 平成29年8月1日に受給権が発生した場合は、以後5年の範囲内で繰下げ受給が可能。

料を納付することが必要です。また、納付した期間が長い程、年金の額が増えますので、老後を安心して過ごすためにも、満額の老齢基礎年金を受給できるよう40年間保険料を納付していただくことが大切です。経済的事情により、保険料の納付が困難な方については、保険料の免除制度等もありますので、ご活用ください。

具体的な年金額を見てみます。年金の保険料を納めた期間が14年の場合と、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納付した場合の年金額を比較してみます。40年間納付した場合は、老齢基礎年金を満額受けとることができ、年金額は年間77万9300円(月額6万4941円)となります(平成29年度、**図表6**)。一方、14年間(168カ月)の場合は、年金額が77万9300円(満額)×(168カ月÷480カ月)≒27万2755円となり、月額にすると約2万2729円。40年間納付した場合の半分以下の年金しか受けとることができません。

そして、年金の保険料を納めた期間が10年間(120カ月)で、老齢基礎年金の受給要件をぎりぎり満たすケースではさらに少なくなり、年額が77万9300円(満額)×(120カ月÷480カ月)≒19万4825円、月額では約1万6235円になります。

なります。このように、保険料を納めた期間に応じて、年金額は異なります。したがって、今回の法改正後も、40年間、年金をしっかりと納付することが大切です。

また、一定の要件を満たせば、障害を負った場合は障害年金が、亡くなられた場合にはご遺族の方に対して遺族年金が支給されます。

なお、今回の受給資格期間の短縮は、老齢年金及び寡婦年金が対象です。遺族年金や障害年金を受けとるための要件はこれまでどおりで変更はありません。

最近、高齢者宅を中心に、日本年金機構をかたる電話が発生していることが報告されています。今回の法改正の件で、年金請求書をご送付する前に、日本年金機構からお電話をすることは一切ありません。「年金請求書を送付するから手数料を振り込んでほしい」「年金を振り込むから金融機関の口座を教えてください」といった不審な電話がかかってきた場合は、まず警察に相談するなど、くれぐれもご注意ください。

ご不明な点や相談の予約は、お気軽に『ねんきんダイヤル』ナビダイヤル0570-051165までお問い合わせください。また、この機会に「ねんきんネット」を利用して、自分の年金記録を確認してみましょう。

PICK UP 「ねんきんネット」で確認してみましょう！

年金の受給資格期間の短縮が行われたこの機会に、自分の年金記録や将来の見込額を調べてみましょう。年金記録や将来の見込額は、「ねんきんネット」を利用すれば簡単に知ることができます。

「ねんきんネット」では、主に、①これまでの年金記録の確認、②年金見込額の試算、③保険料免除・納付猶予申請書などの書類のかんたん作成、④追納・後納が可能な月数や金額の確認などのサービスが、24時間いつでもインターネットで利用できます。

初めて利用する場合は、「ねんきんネット」の「利用登録」から、ユーザーIDを取得する必要があります。その際に必要なのは、「ネット接続環境下にあるパソコンもしくはスマートフォン、タブレット端末など」と「基礎年金番号」です。基礎年金番号は、「年金手帳」や「年金証書」、平成28年度の誕生月に送付された「ねんきん定期便」に記載されている10ケタの番号です。

利用登録をすれば、「年金記録の一覧表示」で年金記録に誤りや漏れがないかを確認したり、「年金見込額試算」を使って、将来もらえる見込額を知ることができます。

あらかじめご自身の年金記録を確認しておけば、老後の生活設計を立てることができます。ぜひ、「ねんきんネット」をご活用ください。



年金記録の一覧表示

● 年金記録を一覧表示しています。
● 特定の月数に達しない月数については加入月数として表示しています。
● (※ 特定の加入月数に達しない月数については加入月数として表示しています。)

▶ 年金記録照会 ▶ 年金見込額試算

年(年齢)	加入月数	お求めの月数	加入月数	1年間の保険料納付額	年金見込額(月額)
昭和52年度(20歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和53年度(21歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和54年度(22歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和55年度(23歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和56年度(24歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和57年度(25歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和58年度(26歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和59年度(27歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和60年度(28歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和61年度(29歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和62年度(30歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和63年度(31歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和64年度(32歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和65年度(33歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和66年度(34歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和67年度(35歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和68年度(36歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和69年度(37歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和70年度(38歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和71年度(39歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和72年度(40歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和73年度(41歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和74年度(42歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和75年度(43歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和76年度(44歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和77年度(45歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和78年度(46歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和79年度(47歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和80年度(48歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和81年度(49歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和82年度(50歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和83年度(51歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和84年度(52歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和85年度(53歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和86年度(54歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和87年度(55歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和88年度(56歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和89年度(57歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和90年度(58歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和91年度(59歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和92年度(60歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和93年度(61歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和94年度(62歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和95年度(63歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和96年度(64歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和97年度(65歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和98年度(66歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
昭和99年度(67歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成元年度(68歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成2年度(69歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成3年度(70歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成4年度(71歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成5年度(72歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成6年度(73歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成7年度(74歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成8年度(75歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成9年度(76歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成10年度(77歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成11年度(78歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成12年度(79歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成13年度(80歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成14年度(81歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成15年度(82歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成16年度(83歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成17年度(84歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成18年度(85歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成19年度(86歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成20年度(87歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成21年度(88歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成22年度(89歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成23年度(90歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成24年度(91歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成25年度(92歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成26年度(93歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成27年度(94歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成28年度(95歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成29年度(96歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
平成30年度(97歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
令和元年度(98歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
令和2年度(99歳)	国庫	第1号被保険者	12月		
令和3年度(100歳)	国庫	第1号被保険者	12月		

平成25年度以前の保険料納付総額(小計1)は、3,070,000円です。
平成26年度以降の保険料納付総額(小計2)は、821,760円です。
これら2の保険料納付総額(総計)は、3,891,760円です。

※ 厚生年金の保険料納付額が算入された可搬性のある情報(昭和60年10月～令和2年10月)が存在します



ねんきんネット

検索